

林野火災注意報・警報の運用開始

大規模な林野火災を未然に防ぎ、町民の皆さんのが命と財産を守るために、令和8年1月1日から、「林野火災注意報」および「林野火災警報」の運用が始まります。林野火災は、その多くがたき火や火入れなど人為的な要因で発生しています。気象状況により火災の危険性が高まつた場合、注意報や警報を発令し、火の使用に関する注意喚起や制限を行いますので、理解と協力をお願いいたします。

林野火災注意報・警報の発令状況は、防災無線、広報車両の巡回などでお知らせする予定です。発令状況は、これらの制限が義務となります。

問い合わせ先

東分遣所予防係
☎(86)0119【直通】
長島分遣所予防係
☎(88)5035【直通】

○林野火災注意報・警報とは

林野火災の発生しやすい気象条件になった際、消防長が発令する情報です。

区分	発令の目的	火の使用制限	罰則
林野火災注意報	火災予防上「注意」が必要な気象状況になった場合	努力義務	罰則なし
林野火災警報	火災予防上「危険」な気象状況になった場合 (注意報の基準に加え、強風注意報等が発表された場合など)	義務	違反者は30万円以下の罰金または拘留が課される場合があります

国税庁LINE公式アカウント



確定申告書などの作成はこちら



税務署が開設する申告相談会場を案内します。確定申告会場では、原則として、ご自身のマシンナンバーカードとスマートフォンを利用して確定申告書を作成していただきます。

昨年に引き続き、会場へ入場する際は、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

原則、LINEアプリによるオンライン事前予約を案内しています。(当日配布する入場整理券には限りがあります。) 入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますので予めご了承ください。

問い合わせ先
出水税務署
☎(62)0200【直通】
※自動音声案内に従い「2」を選択してください。

- ①山林、原野等において火入れをしないこと
- ②煙火（花火）を消費しないこと
- ③屋外で火遊び又はたき火をしないこと
- ④屋外においては、引火性・爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

税務署から申告のぞき案内

○開設場所
出水税務署
(出水市昭和町22-13)
○開設期間
2月16日(月)～3月16日(月)
※土日祝日を除く
○受付時間
午前9時～午後4時

※ただし、入場整理券の配布終了まで詳しく述べ、国税庁ホームページをご覧いただくか、国税相談専用ダイヤルや最寄りの税務署にお尋ねください。
※自動音声案内に従い「2」を選択してください。